

処分年月日	建築士事務所の名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和4年6月28日	樋口二級 建築士事務所	倉敷市東塚 3-5-13	樋口 守仁	二級建築士事務所	岡山県知事登録 第6163号	令和4年9月1日 から閉鎖1月	<p>岡山県内の建築物（木造、地上階数2、戸建て住宅、1戸）について、樋口二級建築士事務所の業務に関し、建築士事務所の開設者として、法第24条の7第1項の規定に違反し、設計及び工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった。</p> <p>また、同事務所の開設者として、法第24条の8第1項の規定に違反し、建築主から設計及び工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を委託者に交付しなかった。</p> <p>また、同事務所の開設者として、法第10条第1項の規定により、懲戒処分を受けた。</p> <p>また、同事務所の管理建築士として、法第10条第1項の規定により、懲戒処分を受けた。</p>	建築士法第26条 第2項第1号、第 2号及び第4号